

# あいち暮らしっく

パソコンやスマートフォンなどのネットトラブル

## ワンクリック請求にご注意ください!

～入口はアダルトサイトだけではありません。手口が多様化しています!～

**無料**だと思ってアクセスしたアダルトサイトで**年齢確認ボタン**を押した**だけで突然会員登録され**、パソコンやスマートフォンの画面に**請求画面が張り付いて消えなくなる**、といった「ワンクリック請求」の相談が増えています。最近では、スマートフォンでサイトを閲覧しトラブルになるケースも目立ちます。

- スマートフォンに表示される請求画(イメージ例)



最初に見たのが無料サイトでも、いつのまにか別の有料アダルトサイトに誘導されて、登録されるケースもあります。クリックやスマホの操作は慎重にしましょう。

さまざまな  
サイトが  
入口になって  
います。



●子どもがトラブルに遭う事例も多いです。フィルタリング機能を活用するほか、スマホ等の使い方を家族でよく話し合っ、トラブルを未然に防ぎましょう。



新しい手口が次々と出てきます。その手口と対処法を把握して、トラブルに遭わないようにしましょう。

ワンクリック請求の多様な手口と  
対処方法は次のページへ

手口を知って  
トラブルを防ごう!

# スマートフォンのワンクリック請求の 新しい手口を紹介します。

## 手口①

### 請求画面が表示されたときに シャッター音が聞こえる

写真を撮られて個人情報が業者に伝わったと利用者に誤認させ、慌ててメールや電話で業者へ連絡をとらせる意図があると考えられます。

実際には写真は撮影されていません。



## 手口②

### 登録完了画面が出た後に、 自動的に電話を発信させる

登録完了画面で「誤作動の場合はこちら」「取消はこちら」という表示が出て、そのボタンを押すと、業者に電話が自動的にかかり、利用者の電話番号が相手に知られてしまいます。電話発信しない限り、画面が消えません。



## アドバイス

### 根拠のない請求は無視しましょう!

有効な申込みをしていない場合、契約は成立していません。  
根拠のない請求は無視し、不安な場合は消費生活相談窓口へ相談しましょう。

### 事業者には絶対連絡しないようにしましょう!

請求画面が消えないからといって、お金を支払う、業者に連絡をとる、退会画面から手続きをするなどの行為は絶対にしないで下さい。相手に個人情報を知られ、次々と請求を受けるようなケースもあります。

### 請求画面の消し方

「独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)」のホームページを参照してください。

<https://www.ipa.go.jp/>

※ワンクリック請求に関する注意喚起: <https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>



おや? あれ?  
と思ったら、  
ご相談を!

# 「お金を取り戻せる」の甘い言葉にご注意ください!

## 被害救済を装う業者に関する相談が急増しています

悪質な業者の中には、公的機関と紛らわしい名称もありますので、注意してください。公的機関は交渉料等の費用を請求することはありません。



## アドバイス

### 知らない業者から勧誘されても契約しない

知らない業者から電話や書面で「過去の被害金額を取り戻せる」等の勧誘を受けても、新たな被害に遭う恐れがあるため、相手にせず契約しないようにしましょう。

### 広告や説明を鵜呑みにしない

「消費者トラブルを解決する」「請求をとめられる」といった広告や説明を鵜呑みにせず、必要のない契約はしないようにしましょう。インターネットで検索する際には、検索結果と業者の広告が両方表示されることもありますので十分注意しましょう。

★このようなトラブルで「判断に迷う」「不安だ」という場合は、まずは最寄りの公的機関の相談窓口へ相談するようにしましょう。(巻末掲載)

# AEL(あえる)ネット環境学習スタンプラリーを開催します!

愛知県では、県民の皆様楽しく環境学習を行っていただくため、AELネット(愛知県環境学習施設等連絡協議会)に加盟する148施設等で、スタンプラリーを開催します。

**期間** 平成27年6月20日(土)～平成28年2月29日(月)

**内容** 対象の学習施設を訪れたり、イベントや講座に参加するなどして、スタンプを3個以上集めた方の中から、集めた数に応じて、抽選で1,000円～5,000円分の図書カード等の記念品をプレゼント

**日程** ホームページ([http://aichi-eco.com/ael\\_stamprally/](http://aichi-eco.com/ael_stamprally/))をご覧ください。  
**参加施設等** (要事前予約や有料の施設等あり)

**問合せ** 愛知県環境部環境活動推進課 電話052-972-9011



【環境部環境活動推進課】

## 今日からエコモビはじめませんか?

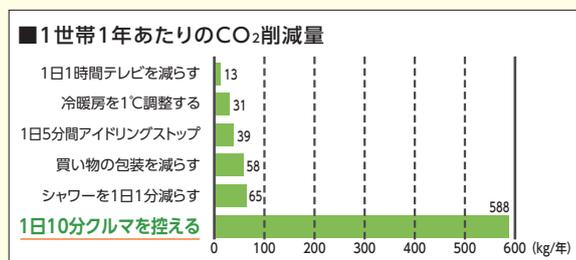
愛知県では、クルマ(自家用車)と電車、バス、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコ モビリティ ライフ」(エコモビ)と名付けて、その普及・定着に取り組んでいます。

クルマは大変便利ですが、過度な依存は、地球温暖化などの問題につながります。

日常の移動では、クルマの使用をできるだけ控え、環境にやさしい公共交通などを利用しましょう。



### ●意外と大きなCO<sub>2</sub>削減効果!



### ●継続すればダイエットにも!

クルマで約25分の道のりを徒歩と電車で行く場合、**カロリー消費量は約2倍**になります。

### ●知って得するエコモビ実践ガイド

<http://www.pref.aichi.jp/kotsu/ecomobi/>



【振興部交通対策課】

## 食中毒に注意!!

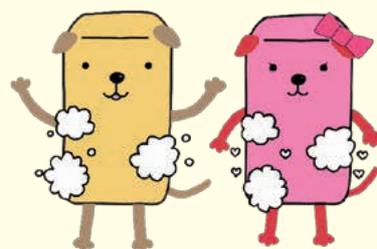
気温が高くなり細菌性食中毒が多く発生する夏季に、食中毒を予防するためには?

### 食中毒予防の3原則を守りましょう!!

**1 細菌をつけない(清潔に)**  
 ・手や食材をしっかり洗う。 ・肉や魚は他の食材につけない。

**2 細菌を増やさない(早く食べる・すぐ冷やす)**  
 ・早めに食べる。 ・冷蔵庫、冷凍庫にすぐしまう。

**3 細菌をやっつける(加熱・消毒)**  
 ・加熱は中心部まで十分に。 ・包丁、まな板を熱湯で消毒。



手洗い犬ゴッシー(左)とガールフレンドのしゃぼんちゃん(右)

愛知県「あわあわゴッシーのうた(手洗いの歌)」に合わせて楽しく手洗いをして、食中毒を予防しましょう。

<http://www.pref.aichi.jp/0000022473.html>

【健康福祉部生活衛生課】

# あいち消費者教育推進シンポジウム2015を開催します

「消費者市民社会」の実現に向けて、自立した消費者となるための消費者教育について考えるシンポジウムを開催します。「消費者市民社会」と消費者教育について、より深く理解いただける機会です。ぜひご参加ください!

**参加費無料**

## テーマ「みんなでつくろう! 広げよう! 消費者市民社会」

- 日 時 / 平成27年8月5日(水)午後1時～午後4時30分
- 場 所 / ウィンクあいち 大ホール(名古屋駅前)
- 主 催 / 愛知県 ●共 催 / 愛知県金融広報委員会
- 対 象 / 教育関係者、地域支援関係者、一般県民 等
- 募集人員 / 500名程度(先着順)
- 内 容 / 消費者問題・消費者教育に関する講演、パネルディスカッションなど
- 申込方法 / 住所、氏名、電話番号、参加人数を記入の上、Eメール、FAX、はがきのいずれかで、あいち消費者教育推進シンポジウム2015事務局までお申込みください。

特別講演



ショーン・マクアードル  
川上氏  
(経営コンサルタント・  
コメンテーター)

基調講演



三輪誠司氏  
(NHK解説委員)

### 申し込み先

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13-3NHK名古屋放送センタービル10F(NHKプラネット中部内)  
Eメール: aichi-syouhisya@nhk-pn.jp FAX 052(952)7370

### 問合せ

あいち消費者教育推進シンポジウム2015事務局(NHKプラネット中部内)  
電話: 052(952)7381 (平日10時～18時)

詳細は、ホームページをご覧ください。<http://www.nhk-pn.jp/aichi-syouhisya> 【県民生活部県民生活課】

## \*暮らしのお役に立ちます\*

消費生活相談窓口のご案内

愛知県	愛知県消費生活総合センター	☎(052)962-0999
	尾張消費生活相談室	☎(0586)71-0999
	海部消費生活相談室	☎(0567)24-9998
	知多消費生活相談室	☎(0569)23-3300
	西三河消費生活相談室	☎(0564)27-0999
	東三河消費生活相談室	☎(0532)52-0999
	新城設楽消費生活相談室	☎(0536)23-8701
	市町村	名古屋市消費生活センター
豊橋市消費生活相談室		☎(0532)51-2305
岡崎市消費生活相談室		☎(0564)23-6459
一宮市消費生活相談窓口		☎(0586)71-2185
瀬戸市消費生活相談室 <b>新設</b>		☎(0561)88-2679
春日井市市民活動推進課 消費生活相談室		☎(0568)85-6616
豊川市消費生活センター		☎(0533)89-2238
豊田消費生活センター		☎(0565)33-0999
小牧市消費生活相談センター	☎(0568)76-1119	

原則それぞれの市内にお住まいの方を対象としています。

消費者ホットライン  
(身近な相談窓口につながります。)

**☎188**

もっと消費生活について学ぶには

## 「あいち暮らしWEB」を活用しよう!

消費者問題を始め、暮らしの情報サイトとして、お子様から高齢者の方まで幅広くご利用いただける総合サイトです。是非ご利用ください。

パソコンサイトはこちら

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>



スマートフォンサイトはこちら

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/sp/>

スマートフォンからも消費生活情報あいち暮らしWEBの情報がご覧いただけます。



平成27年7月1日から  
消費者ホットラインが3桁になりました

電話番号: **188** (イヤヤ!(嫌や))

※従来の番号(0570-064-370)も引き続き使用できます。

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6603  
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2

\*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。  
・発行月/平成27年7月

東日本大震災  
被災地支援標語

私たち一人ひとりができることを  
～愛知県民は被災地の復興を支援します～